一 水道料金改定 (案) 説明資料 ②一

予定 平均改定率 20% (□径 13mm)

① 湯浅町水道事業の概要

(1) 事業の概要

	項目	数 値	備 考	
給水開始		昭和5年	民営水道会社	
	町営化	昭和 52 年		
	給水人口	13,506 人	R4.3.31 時点	
占	内 湯浅町	11,290 人		
	内 広川町	2,216 人	広川町の一部にも給水	
配	配水能力	9,695 m³/日	令和3年度	
配水量	1 日平均配水量	7,002 m³/日	令和3年度	
+/-	水源地	5 箇所	広川町内浅井戸2箇所、広川、山田川、 有田川町受水	
施設概要	浄水場設置数	2 箇所	横田浄水場、久米崎浄水場	
要	配水池	6 箇所	方津戸、久米崎(2箇所)、山田(2箇所)、田	
	管路延長	151,887m		

(2) 経営の概要

- ・湯浅町が経営する地方公営企業(広川町の一部にも配水)
- ・水道事業は独立採算制であり、料金収入により経営することが基本。
- ・人口減少に伴い料金収入が減少する中、施設や管路の多くは老朽化が進んでおり、多額の 費用を必要とする厳しい経営環境に差し掛かっています。

(単位:円)

	H29	H30	R1	R2	R3
収益的収支	802万3千	2,429 万 5 千	3,819万1千	3,483 万	3,375 万 5 千
資本的収支	▲8,358万8千	▲5,717万4千	▲7,999万	▲7,527万6千	▲1 億 380 万 3 千
資金残高	1億915万2千	1億8,997万3千	1億3,690万3千	1億3,182万4千	1億8,953万7千

[★]令和3年度は決算見込額

② 施設・管路の状況と更新計画

【施 設】

湯浅町の水道は昭和5年に民間企業(醤油会社)により創設され、昭和52年に湯浅町へ移管されました。 平成 14年に久米崎浄水場の増設工事などを行っていますが、町へ移管される前に整備した久米崎配水池 などの主要な施設は相当の年数が経過し、老朽化が進んでいます。

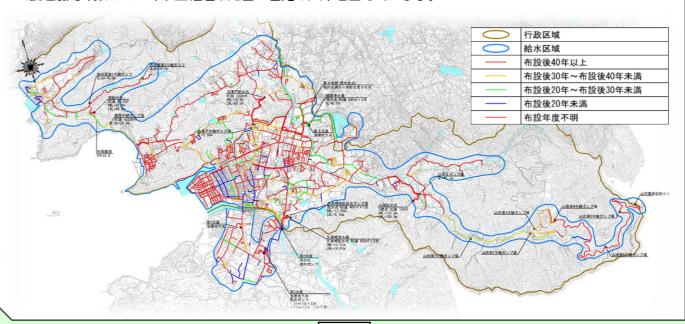




久米崎砂水池・ポンプ場 (地下に配水池)

【管路】

法定耐用年数の40年以上経過した古い管路が大半を占めています。

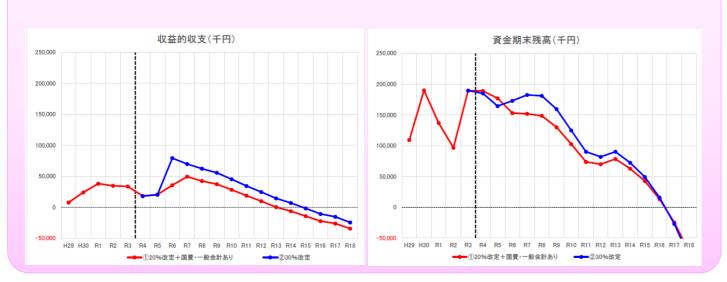


水道事業を維持するため、老朽化した施設・管路の 計画的な更新・耐震化が必要。

- ・極力、災害による断水を軽減するための更新計画を策定。
- ・10年間で約23億円の概算費用。毎年約2億円の費用が必要。

③ 料金改定シミュレーション・今後の財政見通し

- ▶ 事業実施には30%の値上げが必要
- ▶ 20%値上げの場合、資金を確保するためには毎年約2千万円の補填が必要



④ 県内水道料金の状況

- ▶ 13 mm家庭用 10 mlにおける県内水道料金は下図のとおり
- ▶ 近年では料金改定の際には値上げがほとんどのため、水道料金は上昇傾向



⑤ 料金改定の主な内容

▶ 料金改定に併せて、用途別から口径別料金体系へ変更します。

項目	改定前	改定後	備 考
改定率		約 20%の改定率	最も使用者の多い 13mm 口径
料金体系	用途別 (家事用、営業用等9区分)	口径別 (13mm~75mm 8区分)	用途別料金体系は、用途別に料金設定を配慮できる一方で、用 途の客観的な判断が困難。口径別料金体系は、口径に応じて公 平な料金設定ができる。
基本料金	用途別	口径別	用途別から口径別への変更により一部の使用者負担が大きくなら ないよう配慮。
従量料金	用途別(一部逓増制)	口径別(逓増制の廃止)	逓増制とは、水道使用量の増大に合わせて料金が増額となる制 度。
基本水量	用途別	一律 8 m³	一定水量を基本料金に付与することにより、その範囲における水 の使用を促しその部分に係る料金の低廉化を図る。

【湯浅町の水道料金はこう変わる】

家事用1ヶ月使用水量8㎡(基本水量)以下、メーター13㎜

5.5-7.5 1 77.		(1 1 1 2			. 0 111111				
改定前				改定後					負担増減
基本料金	従量料金	合 計	7	基本料金	従量料金	合 計	1	基本料金	従量料金
1,036 円	0円	1,036 円	4	1,210 円	0円	1,210 円	4	174 円増	±0円
1,030 [7]	013	1,030 [7]		1,210 🗂	013	1,210 [7]		17%增	

家事用1ヶ日使用水量30㎡、メーター13㎜

多事的17万図的全UUII(7)2 10 IIII									
	改定前				改定後				
基本料金	従量料金	合 計	1	基本料金	従量料金	合 計			
1,036 円	2,820 円	3,856 円	- /	1,210円	3,630 円	4,840 円			

※上記のいすれの表も基本料金にメーター使用料を含めています。税込。

	負担増減						
	基本料金	従量料金	合 計				
/	174 円増	810 円増	984 円増				
	17%増	29%増	25%增				

合 計

174 円増

17%増

⑥ 今後のスケジュール

令和4年10月~	令和5年3月	~令和6年3月	令和6年4月~	令和6年10月~
11月				
住民説明会	水道事業給水条例改正	周知期間	新料金体系に	新料金
パブリックコメント	(料金改正)		基本料金50%減免	全額適用

⑦ 一般会計からの繰入れ

▶ 水道施設の工事費用の一部を一般会計で負担する。(国の基準による負担)